

機械式駐車設備の適切な 維持管理に関する指針の

ガイドブックのご案内

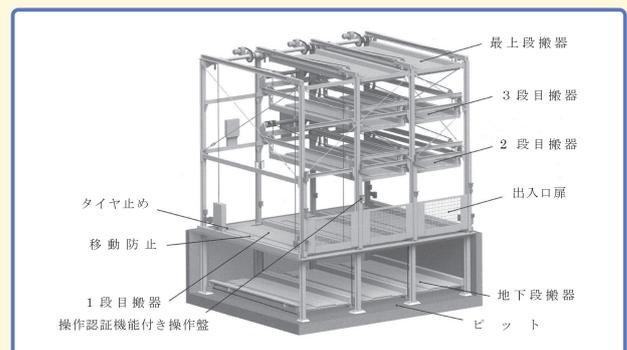
【総目次】

- 第1編 「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」について
 - 1. 策定の背景
 - 2. 指針の活用
 - (1) 保守点検事業者の選定
 - (2) 保守点検業務の適切な遂行に向けた保守点検契約の締結
- 第2編 保守・点検が必要な機械式駐車装置の概要
 - 1. 類型区分について
 - 2. 機械式駐車装置の大臣認定について
- 第3編 「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」解説
- 第4編 機械式駐車設備標準保守点検項目について
- 第5編 機械式駐車設備点検周期の目安について
- 参考 「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」



機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針等の主な内容

このガイドブックでは、国土交通省が発出した「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」について、駐車装置の構造、安全装置の装着例等、図やイラストを使用して具体例を示しながら分かりやすく解説をしています。

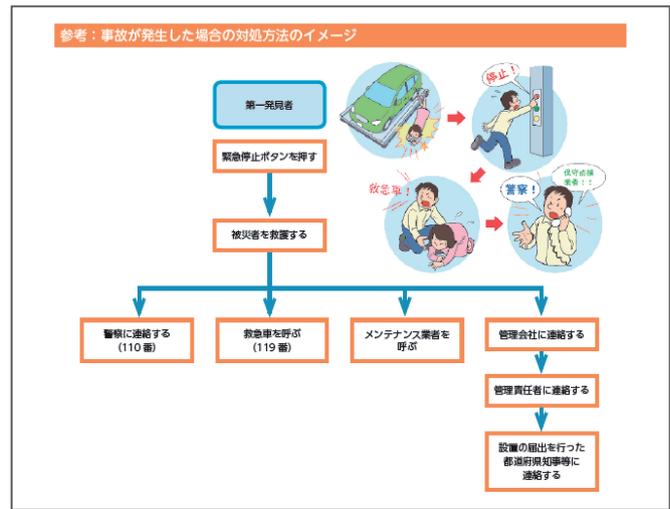


指針を具体例により解説した一例

指針を分かりやすくするためのイラストを利用した例

第3 事故・災害発生時の対応

- 1 管理者は、人身事故が発生した場合は、応急手当その他必要な措置を速やかに講じるとともに、消防、警察、都道府県（市の区域内にあっては市）の駐車場担当部局へ連絡するものとする。



指針が求める本意を、事例により解説した例

- 4 管理者は、保守点検事業者に事故・災害に関する作業報告書を作成させるものとする。なお、管理者が自ら保守・点検を行う場合は、管理者が事故・災害に関する作業記録を作成するものとする。

【事象を原因にした報告例】

☞ 事象を原因として報告している例で、処置を対策と混同しており根本原因を追及していない例。（恒久対策には根本原因が必要不可欠）

原因：〇〇センサの誤検知で装置が停止した。 ← 事象であり原因ではない
対策：〇〇センサを調整いたしました。 ← 処置であり対策ではない

☞ 正しい報告書例

報告書には、事象から恒久対策までの五項目の記載があり報告書として成り立つ。

1. 事 象：
2. 原 因：
3. 処 置：
4. 対 策：
5. 恒久対策：（原因に応じて記載）